

審議会等への女性委員の登用指針

改正	平成6年4月1日
改正	平成9年4月1日
改正	平成12年4月1日
改正	平成14年4月1日
改正	平成24年7月1日
改正	平成29年4月1日
改正	令和5年4月1日

1 目的

この指針は、「いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）」に基づき、市政に係る政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等への女性委員の登用を積極的に推進することを目的とする。

2 対象

この指針で、「審議会等」とは、市民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関をいう。

3 目標

審議会等委員の登用については、女性委員の構成比率を50パーセントに近づけることを最終目標とし、令和9年度（2027年度）末までのできるだけ早い時期にそれぞれの審議会等の女性委員の割合40パーセントを達成する。

4 登用計画

審議会等が設置されている、又は設置しようとする部等の長（以下「所管部長」という。）は、次に掲げる方法等により審議会等への女性委員の積極的な登用を図るものとする。

- （1）新規に審議会等を設置する場合は、女性委員の構成比率を40パーセント以上とすること。
- （2）女性委員が皆無の審議会等においては、既定の委員選出基準に新たな項目を設けるなどの見直しを行い、積極的に女性の登用に努めること。
- （3）女性の登用を推進するため、既定の委員選出基準の見直しを行い、団体

のほか個人の立場から参加するものについても女性の登用に努めること。

(4) 団体選出の委員については、団体の長等の役職に限定せず、団体の代表として選出し、積極的に女性の登用に努めること。

(5) 学識経験者委員については、女性の登用に特別の配慮をすること。

(6) 改選に際しては、茨木市審議会等委員の選任基準等に関する指針（平成13年4月1日実施）に基づき、再任委嘱の繰り返しや特定者に多くの審議の審議会等の委員委嘱が集中しないように努めること。

5 登用計画の作成

(1) 所管部長は、所管に係る審議会等について女性委員登用計画書を作成し、本部長が指定する期日までに男女共同参画推進本部長に提出するものとする。

(2) 男女共同参画推進本部長は、所管部長から提出された登用計画（案）について男女共同参画推進本部に諮り、登用計画を決定する。

(3) 男女共同参画推進本部長は、計画期間中であっても必要に応じ登用計画の見直しを行うことができる。

6 登用計画の進行管理

女性委員登用計画の達成を図るため、審議会等が設置されている課等の長を女性登用責任者とし、進行管理を行う。

7 登用状況の報告

所管部長は、毎年度当初に、その所管に属する審議会等の前年度の女性委員の登用状況を、女性委員登用状況報告書（別紙様式）により男女共同参画推進本部長に報告するものとする。

8 実施時期

この指針は、平成5年7月1日から実施する。